

公 示 日 : 2021 年 3 月 3 日

調達管理番号 : 20a01192

国 名 : ウガンダ国

担 当 部 署 : 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案 件 名 : ウガンダ国 5S-CQI-TQM を通じた患者安全構築プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 4 月下旬から 2021 年 7 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.70M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
7 日	21 日	7 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 3 月 24 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知 : 2021 年 4 月 7 日 (水) までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・  
選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
  - ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	保健医療分野にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	ウガンダ／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：黄熱病。入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

#### 6. 業務の背景

ウガンダにおいては、5歳未満児死亡率（出生 1,000 対 48（2018 年）<sup>1</sup>）や HIV 陽性者率（5.9%、15～49 歳（2018 年）<sup>2</sup>）等は改善傾向にあるものの、サブサハラ・アフリカの中で平均的、またはそれより悪い指標が多く、課題はいまだ大きい。特に、妊産婦死亡率（出生 10 万対 375（2017 年）<sup>3</sup>）については近年減少傾向にあるものの、持続可能な開発目標（SDGs）で定められた目標値（出生 10 万対 70）の達成に向けては依然として厳しい状況にある。特に貧困層、女性、子供等の社会的弱者の医療サービスへのアクセスが限られているだけでなく、質の高い保健医療サービスを提供する基盤となる保健インフラストラクチャー（以下、「保健インフラ」という。）のマネジメントも十分ではなく、特に保健施設における組織的な能力の不足、医療機材管理の不備等も課題として挙げられ

<sup>1</sup> Estimates developed by the UN Inter-agency Group for Child Mortality Estimation (UNICEF, WHO, World Bank, UN DESA Population Division)

<sup>2</sup> Joint United Nations Programme on HIV/AIDS (UNAIDS)

<sup>3</sup> WHO, UNICEF, UNFPA, World Bank Group, and the United Nations Population Division

る。かかる状況下、医療サービスの強化、病院管理能力の向上等が引き続き必要である。

ウガンダ政府は、SDGs 達成を念頭に策定した第三次国家開発計画（Third National Development Plan 2020/21-2024/25: NDP III）において、公衆衛生、安全、保健セクターも含まれる人的資本開発の改善のためには、全レベルの保健施設で機能性（人員配置と機材）の改善に向けた介入が必要であると述べている。さらに、第二次国家保健政策（Second National Health Policy 2010 : NHP II）では、保健インフラマネジメントを保健セクターにおける最高位の政治的優先問題の1つとして位置づけ、保健セクター開発計画（Health Sector Development Plan 2015/16-2019/20: HSDP）では「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成の促進」をゴールとし、プライマリ・ヘルスケア（PHC）に重点を置きながら、平等で安全かつ持続可能な保健サービスの提供や、医療費のために貧困に陥る世帯の財政的リスク軽減などを掲げている。

技術協力プロジェクト「保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクトフェーズ2」（2016年7月～2021年7月）（以下、「保健インフラプロジェクト」という。）では、ウガンダ国全ての地域中核病院（Regional Referral Hospitals。以下、「RRH」という。）及び選定した一部の県病院（General Hospital。以下、「GH」という。）に対し、①5S-CQI-TQM を通じた業務改善及びサービスの質向上等の基盤の構築、②医療機材ユーザーに対する研修の実施、及び③全国における医療機材維持管理ワークショップのキャパシティ・ディベロップメントを支援した。

上記保健インフラプロジェクトにより、保健省（MOH）のマネジメントの下、保健サービスの質の向上、及び保健インフラの効果的かつ効率的な使用の改善が見られた。一方で、更なる保健サービスの質の向上のためには、患者中心の医療の確立を目指した患者安全や衛生環境保持の改善に向けた取り組みが必要であり、一部のRRHは患者安全の活動を開始しているが、ウガンダにおける患者安全の概念や方針は確立されておらず、保健省による患者安全の指針がない中、各病院で安全文化（セーフティ・カルチャー）の醸成や患者安全の実現は難しい状況にある。このような状況下、ウガンダ政府は5S-CQI-TQMの強化によって達成し得る「患者安全」を中心とする技術協力プロジェクトをJICAに要請した。本案件の実施に向け、詳細計画を策定するための調査を実施する。

## 7. 業務の内容

ウガンダ国全てのRRHにおいて、5S-CQI-TQMを通じた患者安全概念の確立、インシデントレポートシステムとクリニカルパスの整備を行うことにより、保健省主導の下でウガンダ全土におけるRRHの患者安全の管理体制の強化を

図ることを目的としている。ウガンダにおける保健サービスの質の向上に寄与するために、本調査を経て、より適切な協力内容を検討する。なお、保健省が患者安全の指針策定に係る支援を本案件に含めることを期待しているかについては、その妥当性及び実現可能性も念頭に本調査にて確認することとする。

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、JICA 担当部署及び在外事務所等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2021 年 4 月下旬～6 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ウガンダ側関係機関（保健省、RRH、民間団体・企業、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ② JICA（人間開発部、ウガンダ事務所等）と調査計画につき協議する。
- ③ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ④ 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operation）案（いずれも和文・英文）、及び事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分の内容を検討する。その他現地協議用資料等の作成に協力する。

（２） 現地業務期間（2021 年 6 月上旬～6 月下旬）

- ① JICA ウガンダ事務所等との打合せに参加する。
- ② 相手国関係機関等との協議に参加する。議事録作成に協力する。
- ③ （１）を通じて得られなかった情報や実態に関する情報を追加で収集する。
- ④ 担当分野に係る情報・資料について収集し、現状を把握、情報を整理・分析する。情報収集に際しては必要に応じて質問票（英文）も活用してインタビューを行う。具体的な項目は以下のとおり。
  - ア) 保健インフラプロジェクトでの患者安全にかかる活動の進捗状況と課題の確認
  - イ) ウガンダにおける患者安全（インシデントレポート、クリニカルパス、院内感染対策等）にかかる状況の確認
  - ウ) 保健省及び RRH の組織図及び本案件の実施体制（連携、役割

- 分担等)
- エ) 他ドナー・国際機関の（特に患者安全分野や RRH での）援助動向
  - オ) 現地民間セクターの保健分野での取り組みやデジタル変革（DX）にかかる状況の確認
  - カ) ジェンダー主流化にかかる情報収集及び分析
- ⑤ 調査団及びウガンダ側関係機関と協議の上、PDM 案、PO 案（いずれも和文・英文）、及び協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
  - ⑥ ウガンダ側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D（Record of Discussion）案（英文）の作成に協力する。
  - ⑦ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、他の調査団員及びウガンダ側関係機関等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、事業事前評価表案の作成に協力する。
  - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA（人間開発部及びウガンダ事務所等）に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021 年 6 月下旬～7 月中旬）

- ① 事業事前評価表案（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野の詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 7 月 9 日までに提出。

次の①②を電子データにて提出すること。

- ① 事業事前評価表（案）（和文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、日本⇄ドーハ/ドバイ⇄エンテベ（ウガンダ）を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年6月6日～6月26日頃を予定しています。実際の日程は前後する可能性があります。契約締結後のフライト確定前には、必ず担当者に相談をして下さい。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本業務従事者）

③ 便宜供与内容

JICA ウガンダ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供。

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジしますが、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

- (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第一チーム（TEL：03-5226-8345）にて配布します。

- ・ 要請書
- ・ ウガンダ国保健インフラマネジメントを通じた保健サービス強化プロジェクト（フェーズ2）終了時評価調査報告書

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウガンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致

します。

以上